

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第17号

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第13条」に、「第15条～第19条」を「第14条～第18条」に改める。

第3条第1項の表条例第2条第1号の項中「団員」を「消防団員」に改める。

第4条本文中「条例第5条第2項第2号ただし書」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「令」という。）第2条第2項第2号ただし書」に改め、同条ただし書中「条例第5条第2項第2号ただし書」を「令第2条第2項第2号ただし書」に改める。

第5条中「条例第7条第2項」を「令第4条第2項」に改める。

第6条中「団員等」を「条例第4条第1項に規定する団員等又は条例第1条に規定する訓練参加者」に、「消防作業等」を「消防作業，水防若しくは応急措置の業務」に、「第8条」を「第5条」に改める。

第7条から第7条の3までを削る。

第8条第1項本文中「条例第22条第1項」を「令第15条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項各号列記以外の部分中「損害補償請求書1通」を「損害補償請求書」に、「消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第1条第1項に規定する支払請求書（添付書類を含む。）2通（訓練参加者に係る損害補償を受けようとする者にあつては，1通）」を「損害補償の費用の内訳を明らかにする書類」に改め、「の各号」を削り、同条を第8条とする。

第10条の前の見出しを削り、同条第1項中「年金たる損害補償」の右に「(条例第3条に規定する年金たる損害補償をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第9条とし、同条の前に見出しとして「(年金証書)」を付する。

第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条第1項中「条例第14条第1項」を「令第8条の4第1項」に改め、同条第2

項中「条例第14条第2項」を「令第8条の4第2項」に改め、同条を第12条とする。

第14条各号列記以外の部分中「条例第23条の2」を「令第16条の2」に改め、「の各号」を削り、同条各号中「条例第23条の2」を「令第16条の2」に改め、同条を第13条とする。

第3章中第15条を第14条とする。

第16条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第3号ア中「条例第13条第1項」を「令第8条の3第1項」に改め、同号ウ中「条例第12条第4項第1号又は第2号」を「令第8条の2第4項第1号又は第2号」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

第19条の代表者選任・変更届の項中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同表損害補償請求書の項中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同表障害の現状報告書の項及び遺族の現状報告書の項中「第15条関係」を「第14条関係」に改め、同表損害補償記録簿の項から遺族補償年金記録簿の項までの規定中「第17条関係」を「第16条関係」に改め、同条を第18条とする。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「団員等の区分」を「区分」に、「ごろ」を「頃」に、「至つた」を「至った」に、「消防作業等」を「消防作業、水防若しくは応急措置の業務」に改める。

第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「の氏名」の右に「(記名押印又は署名)」を加え、同様式注中「請求者」を「申請者」に改める。

第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「の氏名」の右に「(記名押印又は署名)」を加え、「第8条」を「第7条」に、「死亡団員等」を「死亡した者」に、

「

氏	名
	印

」を「

氏	名
(記名押印又は署名)	
	印

」に改める。

第4号様式1注以外の部分及び同様式2注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「第9

条」を「第8条」に、「災害を受けた団員等」を「災害を受けた者」に改める。

第5号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「報告者の氏名」の右に「(記名押印又は署名)」を加え、「第15条」を「第14条」に改める。

第6号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「」の氏名」の右に「(記名押印又は署名)」を加え、「第15条」を「第14条」に、「死亡団員等」を「死亡した者」に、

「

・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・

」を「

年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日

」に改め、同様式注2(1)中「死亡団員等」

を「死亡した者」に改める。

第7号様式1中「災害を受けた団員等」を「災害を受けた者」に、「団員等の区分」を「区分」に、「□団員」を「□消防団員」に、「ごろ」を「頃」に、「条例別表第2」を「令第5条の2第2項各号」に、「死亡団員等」を「死亡した者」に改める。

第8号様式1中「条例第8条の2」を「令第5条の2」に、「条例附則第3条」を「令附則第3条」に改め、

「

条例附則第1条の3による額	支給年月	金	額	条例附則第1条の3による額	支給年月	金	額
	年 月 から				年 月 から		
	年 月 から				年 月 から		
	年 月 から				年 月 から		
	年 月 から				年 月 から		

」を削

り、同様式2備考以外の部分中

「

傷病補償年金	条例附則第1条の3による支給金
--------	-----------------

」を

「

傷病補償年金

」に、

」

「

累 計				累 計			
-----	--	--	--	-----	--	--	--

を

「

				累 計			
--	--	--	--	-----	--	--	--

に改

」

める。

第9号様式1中「条例第9条」を「令第6条」に、「条例附則第3条」を「令附則第3条」に改め、同様式2備考以外の部分中

「

累 計				累 計			
-----	--	--	--	-----	--	--	--

を

「

				累 計			
--	--	--	--	-----	--	--	--

に改

」

める。

第11号様式1中「死亡団員等」を「死亡した者」に、「乗すべき」を「乗じるべき」に、「条例第12条」を「令第8条の2」に、「条例附則第3条」を「令附則第3条」に改め、同様式2備考以外の部分中

「

累 計				累 計			
-----	--	--	--	-----	--	--	--

を

「

				累 計			
--	--	--	--	-----	--	--	--

に改

」

める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(消防局総務部消防団課)